

# 大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)～(3)の全てに該当する方  
⇒ **保険料の一部を減額**

注：主たる生計維持者とは原則として世帯主のことです。

## 【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

**保険料の減免額** は、**減免対象の保険料額** ( $A \times B / C$ ) に、**令和元年の所得の合計額に応じた減免割合** ( $D$ ) をかけた金額です。

### 減免対象の保険料額 ( $A \times B / C$ )

A : 75歳以上の方の令和2年度保険料額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額

C : 世帯の令和元年の所得の合計額 (※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

### 所得の合計額に応じた減免割合 ( $D$ )

主たる生計維持者の令和元年における

所得の合計額について、

300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2



※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

お問い合わせ 南砺市税務課市民税係 TEL:0763-23-2005